

日本体育大学同窓会 会則改正（案）

改正要旨について

令和9年4月1日施行予定

本改正は、同窓会組織の実態に即した制度整備および会費制度の明確化を目的として、主に以下の点について見直しを行うものである。

1. 会員区分の見直し（第5条関係）

- (1) 正会員の定義整理（対象校名および課程の表記を整理）
- (2) 準会員の会費変更（「入学時準会員費」がなくなったため「入会金」に変更）
- (3) 父母会員の新設

2. 会員の所属および会費負担の整理（第6条関係）

- ・会員は原則としていずれかの支部同窓会へ所属することを明確化。
- ・支部会費の納入義務対象を「正会員」に限定し、準会員との区分を明確にした。

3. 会費制度の抜本の見直し（第9条～第11条関係）

別途定められていた「会費に関する規程」を廃止し、同窓会会則の中で会費制度を整理した

- (1) 会費条項の再構成
 - ・入会金（20,000円）
 - ・支部年会費（200円×支部会費を納入した支部会員数）
 - ・支部会費（各支部にて定める）
- ※入学時準会員費 10,000円は、令和9年度入学生から廃止。

4. 条文番号の整理

- ・会費条項の再構成に伴い、以降の章・条番号を繰り上げ整理。
- ・内容変更を伴わない形式的整理を実施。

改正の趣旨（総括）

本改正は、①会員区分の明確化②父母会員制度の新設による組織基盤強化③会費制度の簡素化・規程化による機動的運用④条文構造の整理による可読性向上を主眼として行うものであり、同窓会組織の持続的発展と円滑な運営体制の確立を目的とする。

以上